

予算審査特別委員会

日 時 令和7年3月14日（金）

13：00～16：15

場 所 議場

出席者 議長、副議長、議員7名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員

書 記 長崎局長、倉光書記

○櫃田委員長 予算審査を再開します。

当特別委員会に審査が付託されました各会計の令和7年度予算について、各課聞き取りを行いました。お手元の予算審査特別委員会意見案のとおり、皆様方から意見をいただいています。このことについて1件ずつ精査をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、まず上げるべきかどうかを行います。

それでは、始めます。全般、1、会計年度任用職員の号給は、勤続年数がおおよそ4年を超えると職種別に定められた上限に達し、勤続年数に応じて号給が上がる正職員と大きな格差が生じる。フルタイム会計年度任用職員のうち、勤続20年以上の職員がおおよそ4分の1以上あり、格差が非常に大きくなっている。制度を改善して格差を縮めるとともに、国に必要な財政措置を求められたい。

このことについて提案者から意見を。

岡本健三委員。

○岡本委員 私が提案しました。これも以前、決算のときにも上げた意見なんですけれども、書いてあるとおりです。会計年度任用職員の方、正職員じゃない方は基本的に給料があるところから上がらなくなってしまうということで、そこからは差がどんどん広がるばかりということでした、職場によっては、その職場において、やはり専門的な知識を持っているにもかかわらず格差が非常に大きいということで、何とかしてほしいという声も上がってます。何とかしたほうがいいと思いますという意見です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 毎回、同僚委員は、提案者はそういう話しされますけども、もともと会計任

用職員、以前は臨時職員とかいう形で募集があるとき、実際私も県の言えば非常勤職員と国の非常勤職員等を、２年から３年やっておりました。やはりそのとき募集要項に基づいて応募するわけです。そこで面談し、ふさわしいかということで、その中に全部条件書いてあります。それを認めた上で入るわけですが、先ほど、以前ですか、保育園の子供があったときに、その年齢に達したとき一般職員になれる要件もあるんだけど、いや、自分としてはこのままでおきたいとかいろいろなことがあります。毎回毎回言われますけども、やはりそれは応募条件、そのときにやっぱり必要な人はこういうことをやってもらうために必要だと、一般職員になればもう全て、異動であろうが何であろうが全て、夜であろうが、あれば出てこなきゃならないという、いろんな制約も出ますけども、任用職員はそこまでうたっておりません。もう全国どことも任用制度も徐々にいろいろ改善されました。期末手当も頂けるようになりましたし、いろんなことで改善されてますので。それから年休制度も、一般であると半年たたないと年休はもらえないんですけども、任用職員も始めとる月からまず半分の年休をいただける。もう民間から比べれば大変処遇はいいと思っておりますので、私はこれは上げる必要ないと考えております。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 まず、民間のお話も出ましたが、民間では郵政の職員が同一労働同一賃金ということで、裁判でもそれが求められています。いろいろ勤務に条件というのが、会計年度任用職員の方の場合には正職員の方よりも負担が少ないというようなことだと思うんですけども、そういったことも、別に正職員になっても異動したくないという方は多分そういう希望は出せるでしょうし、勤務時間についてもそういうことは今はある程度、ある程度というか、認めていかなきゃならないと思いますし、正職員の方についても当然そういう個々人の都合というのは、それは当然した上で、やはり制度上、格差がどんどん広がっていくような同一労働同一賃金に反するようなものは、そういう会計年度任用職員という立場は廃止したほうがいいというのが意見でございます。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

そしたら、これを採決取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、これを上げるべきと考える方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 ２名。

では、これを上げなくてもよいと考える方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 6名。

では、これは上げないと……（発言する者あり）失礼しました、5名でした。

では、これは上げないということに決めます。

では、次、総務課、自衛官募集事務、住民基本台帳法、個人情報保護法で、あらかじめ本人同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならないと規定されているので、除外申請ではなく、情報提供同意書の提出をした人の名簿だけを提供するのが筋です。

このことについて提案者から説明を。

荒金敏江委員。

○荒金委員 全国的に除外申請っていうのが入っているということで、今、除外申請の手続をするようになっているわけですがけれども、聞き取りのときに除外、どう言えばいいんだろう、全員が同意していいという返事があったわけではなくて、返事がない人にはそのまんま同意したもんだらうということで提供してるっていう話がありましたので、それよりは、同意がなければ提供できないというのが個人情報保護法ですので、除外申請ではなくて、名簿を提供することに同意しますという意思表示をした人の分を出すっていうのが筋ではないかと思しますので、このように変更すべきではないかという意見です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そこは自衛官募集事務で1番、2番とほぼ同じ意見ですので、まとめて意見を求めて、まとめて採決に付したほうがいいと思いますけれども。

○櫃田委員長 了解しました。

では、2番について。自衛隊への名簿の提供は1人ずつ本人の同意を得て行うべきである。除外申請をしなかっただけでは積極的に個人情報の提供に同意したとは言えない。もし事務の都合で1人ずつ同意を得られないのであれば、住民基本台帳法第11条に定められた台帳の写しの閲覧にとどめ、名簿の提供はやめるべきである。

これ説明を。

岡本健三委員。

○岡本委員 私が出しまして、委員会でも、この委員会での説明はありましたが、除外申請ということはしていただいていると。除外申請書というのを対象者に送って、そしてその除外申請書を提出した人のみを除外してるということで、4人がその除外申請をし

たということだったと思うんですけども、これ、きちんと丁寧に各人に、どうですか、名簿提供していいですかということを一々聞いていけば、もっと人数が増えていた可能性もあります。法律的なことをいうと、個人情報の保護に関する法律の第69条で、行政機関の長等は、法例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないということがありまして、この自衛隊への名簿提供が法令に基づく場合なのかどうかということについて、これは議論があると思うんです。議論があるところで、だからそこを避けようと思うと、その前項の規定にかかわらずというところが第2項にあるんですけども、本人の同意があるとき、または本人に提供するとき、これは法律上、議論なく提供することができるので、きちんとそこまでの対応を取ってほしい。一人一人に確認をしてほしい。町長、一般質問ではそういうふうなことをしたほうがいいという趣旨があったんですけども、担当課が事務の都合でそれは無理ですというような答弁、この委員会であったんですが、事務の都合で無理だったら元の状況に戻して、住民基本台帳法の第11条では台帳の写しの閲覧というのは、これは問題ないということでは言ってますので、閲覧まででしたら、これも法律上、取りあえず現在のところ論争のないところですので、その論争のないところでやってほしいと、そこにとどめるのがよいという、そういう意見です。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この2つについては、ちょっと意見として取り上げなくていいんじゃないかなと思います。といいますのが、これは、いわゆる名簿の提出に関する手続、その考え方に対しての、考え方の一つの意見だと思います。そういう意味におきまして、直接的に今回の予算の計上、予算についての審査とはちょっと筋が違うのかなと思います。ですから、予算審査の意見というのには合致しないだろうと思います。以上です。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 いや、予算に非常に関係あります。というのは、これをやるのは職員の方です。職員の方の給与は予算から出てますので、実際にそのこと自身に予算が、予算もついてるんですけどね、自衛官募集事務ということで2万円ですか、ただ、これは直接名簿の提供云々というか、でも、これは一連の名簿を受けて募集案内を送付するという、そういう事務に係る予算ですから、予算にも出てることですし、予算に関する議論であることは、これは間違いありません。ですので意見をきちんと提出すべきだと思います。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 このたび、このたびいうかな、かつてこの提案者の意見の下で除外申請を行うようになったように、自分、理解しとるわけなんです、この除外申請をするということで、大きな一歩だと思いますし、また、②のほうにありますけど、積極的に同意、要するに除外申請をしなかっただけでは積極的に同意したとは言えないというのは誠にそのとおりで、ただ、その除外申請をしなかったということに関しては、要するに提供してもらってもいいよ、しなくてもいいよという、そういうどちらとも取れないという自分の個人の考えを反映したものであって、明らかにこれに提供してもらったら困るという方は、明らかに除外申請を出されると私は認識しております。よって、この意見は上げる必要がないんじゃないかと私は考えます。

○櫃田委員長 では、この自衛官募集事務、1、2、①、②、これを上げるべきと考える方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

では、上げなくてもよいという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。

では、これは上げなくてもよいということで決定します。

次に、消防施設整備管理事業、1、自衛消防が管理する消防ホースが経年劣化による機能不全となった場合、更新費用の2分の1を補助しているが、地域防災に無給で貢献している自衛消防に補助残を強いるのは矛盾を感じる。全額補助をもって年次更新に当たるべきである。

この説明を。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私が提案したもんですが、自衛消防、要するに自衛消防団というくくりは、地域防災に対して無給で貢献しておられます。これは火災以外にも天災、要するに大雨のときの土のう積みとか、いろんな、それから冬の間の消火栓の除雪とか、そういった活動が無給でやっておられるわけでありまして、それに対して、このホースが経年劣化して機能不全になったものの更新するのに自己負担を強いるのは、ちょっと私は矛盾を感じます。予算の範囲内でもいいので、経年劣化したのは全額補助をもって更新されるべきだと思います。

ますので、ぜひ賛同を願いたいと思います。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 この点ですね、自衛消防ですので地域によって取扱いが、この意見を見て、私、ちょっと取扱いが随分違うんだなと思ってびっくりしたんですけれども、私の知り得る例では、自衛消防の方にはきちんと自治会から手当を支払っております。そんなに大きな額ではないですよ、もちろん。大きな額ではないですけれども手当が出てます。それと、あと別に補助残を自衛消防に求めているのではなくて、ホースというのは基本的に地域で管理するものです。だから自治会なり、まち協なりの予算で補助残については充てるとい、そういう地域できちんと維持、何ですかね、更新するということを考えてくださいよというのが、その2分の1補助の趣旨だと私は理解しております。ただ、本当にちょっと地域地域によって実情が違うと思うので、早急に更新しなきゃいけないという場合について個別に対応するというようなことは必要かもしれません、災害対策ですので。それは一律に全部2分の1ということで切り捨てるのはどうかとは思いますが、ただ、一律に全額補助してしまうというのはちょっと私はどうなのかなと思うので、この意見は上げないほうがいいんじゃないかと私は思ってます。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私はこの消防ホースの補助はすべきだと思います。というのは、私も自衛消防団にいまして13年行い、年に1回、全ての消火栓でホースでやります。そしたら穴が分かります。そのように順番にやり、それから機庫ありますね、機庫いうのが消防と、その筒を入れるところ。全部自衛消防は点検するんですよ。それから消火栓、それから埋めるところは雪降ったときは必ず回って蓋がすぐに開けられるように、それは自衛消防団大変です。自衛消防団は手当を僅か頂いております。大体私の自治会で3年任期という名目で点検をし、消防訓練、町の伝達でやります。やはり私も実際に夜中の火事で自衛消防のときに放水で一応やったことがあります。やっぱり穴が空いておりまして、結構な高価な、かかるんで、これについては消火栓の設置と同じで、町が負担しながら、そして管理するのは自衛消防団、自治会でいいと思います。これは順番にどこで取るのがいいか、それは点検したとき大体分かるんですよ。ホースがどんだけ穴空いとるかは持ってきたらすぐ分かることなんで、そういったことで、やっぱりこれについては自治会に負担、自衛消防団の手当は手当であったはずで。そういった住民の生命、財産守るためのこういった機材はできる限り町が負担すべきだと。ですから私は、この意見については上げるべきと思

ております。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 お話を聞いて、確かにまちづくり協議会に対して一括交付金、その中の算出の基礎として、たしかこういうような項目、自衛消防に対する項目がひょっとしたらあったかなって、ちょっと定かではないんですけども、そういうような思いがあります。ちょっといろんな意見があったんですけども、一括交付金として、その中にいわゆる自衛消防団への手当的なもの、あるいは消防施設の経費が含まれるとすれば、やっぱり一括交付金の中から各自治会に恐らく配分されると思うんですけども、そういうところでの対応が必要なのかなと思うんですけども、ちょっとこれについては一回、一括交付金等の各地域のまちづくり協議会の一括交付金として入った交付金を自治会にどういうふうに分けてあるとか、そこら辺の金の動き、お金の動きっていうのをちょっと確認してから判断した方がいいんじゃないかなと思いますんで、いかがでしょうか。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 聞いてもらって判断するのは構いませんが、自分とこの自衛消防のほうでは、先ほど言われましたように、まちづくり協議会、町からのお金がそこを経由して来ております。それと、それとは別に自治会員全員が500円ですね、1戸500円が消防団活動費に対して負担金として納付しております。それをもって、団員の更新があつたりしますんで、退団の記念品であつたり、退団、それから新入団員の歓送迎会など、そういった面などいろいろな、それからバッテリーの交換なども、バッテリーというか充電機の交換とかもするのに、やはりこのお金を使っております、明らかに十分でないというのが目に見えてるわけなんで、やはり消防ホースというのは大変貴重な、いざそのときに火災が起きて、それが欠損していたら大変大きな、はっきり言って恥ずかしいことでありますので、やはりこれをする事によって点検も、どの自衛消防団も点検をして最低限の健全なホースを用意するということができるようになると思いますので、今、岩崎委員がおっしゃったように、審査うかな、調査をしてもらっても結構ですが、やはりこういうものは町で当然最低限のホースは確保しておいておくべきだと私は考えております。

○櫃田委員長 採決を採ってよろしいでしょうか。

荒木博委員。

○荒木委員 前に一般質問でしたときに回答があったことをあんまりよく覚えてないんですが、大体今、自衛消防自体でなしに自治会が半分見ておったというふうに思いますので。

（発言する者あり）まあ、そう。ですから、出していただきたいというのもあるんですが、今ここで、そうだよというような気持ちにはちょっとなれないので、仕組みをもうちょっと、言われるように、どうなのかなと思いますかね。ちょっと今すぐに結論が出ないところです。申し訳ないですが。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先ほど申し上げましたように、ちょっとこの一括交付金の中身について、どういう目的で積算がしてあるかということを確認してから、その中に消防ホース等の備品的なものとかも買いなさいよみたいなことが、ひょっとしたらあるかもしれません。これ分かりませんけどね。聞いてみにゃ分かんんです。ですからここで、すぐ採決じゃなくて、もう一回ちょっと再聞き取りをしてから、この件については進めていただいたらどうでしょうか。

○櫃田委員長 再聞き取りは火曜日。（発言する者あり）そしたら、休憩時間を使って検討します。

では、ちょっとこれは保留にして、次へ行きたいと思います。

感震ブレーカーの設置は、地震発生時の通電火災を防ぐ有効な手段である。しかし、事業予算が10万円の場合、分電盤タイプを選択すると設置できる件数は限られる。町内に広く普及させるためには、予算の増額と事業の継続性が求められる。あわせて、普及啓発活動も積極的に行うべきである。

提案者から説明をお願いします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 説明していただいたとおりであります。特に分電盤タイプでしたら、電気工事を要する場合ってことで4万円の補助金になるんですよ、上限がね。そうすると2.5件分しか10万円の予算じゃ設置できないっていうようなこともあったりしたんですけども、その後、この感震ブレーカーの仕組みというのをちょっと調べてみましたところ、いわゆる地震の後等で止まったものが、次、通電するときに結局火災が起こる、そのためのブレーカーなんで、その仕組みを調べたところ、安い機械でもできるんだよなっていうことであれば、ちょっとこの提案しました意見につきましては取り下げたいと思います。よく調べましたら、それなりに有効なもの。ただ、言いたいのは、やっぱり本当に全世帯に普及するためには啓発活動等を予算も含めてやっていただきたいなということで、ですけども、あえて今回は上げない、取り下げることをお願いしたいと思います。

○櫃田委員長 提案者から取下げの意見がありましたので、これは上げないと、取下げです。

次、防災対策事業、災害による停電、孤立集落の発生を未然に防ぐため危険木の伐採が行われているが、広い日南町において該当する危険木の把握が十分でない。危険木存在マップを準備し、効率的な対応を取るべきである。

提案者の説明を。

近藤仁志委員。

○近藤委員 これは書いてあるとおりですが、今、木谷線のほうを、この2年かけてやっておられますが、日南町大変広いもんで、あちこちにこの危険木があって、停電であったり道路のライフラインが寸断されるという、孤立集落を招く危険が大変多く潜んでおります。そういった意味で、この危険木を点検するのって予算もかからないし、何かのついでに見て、あ、ここの山は危ないなということをお互い役場の職員であったり地元の方からの情報仕入れて、それを地図に落とすことは大変簡単なことでありまして、ただ、それを見て今度起こったときの対応として、そのライフラインがなくなるということを未然に防ぐ手がかりになりゃへんかなと思って、こういった提案をさせていただきました。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 危険木のことについて、確かに私も非常に把握することは重要だと思います。もっとちゃんとしたほうがいいという住民の方からの声も聞いてるんですけども、ただ、ちょっと危惧するのは、多分ここが危険木ですって言って、処置しましたっていうことで、本当に随時マップを更新をしていかなきゃいけないというのはあると。一度作ってそれで終わりというもののじゃなくて随時マップを更新していかなきゃいけなくて、そういうことが実際現実的なのかなということと、あと、何か支障木と危険木が違いますとかっていうような、支障木っていうのは、だからもう明らかに、あれですかね、支障になって、もう絶対それは除かなきゃいけないっていうものなんですかね。現実的にマップが準備できるものなのかどうなのかっていうことがちょっと疑問に思うんで、これも担当課同じなので、ちょっと聞き取りしてもいいかなと思うんですけども、どうでしょうかね。

○櫃田委員長 委員の皆さん、どうでしょうか。

荒木博委員。

○荒木委員 危険木か支障木かということもありますが、電気に関しては中国電力のほう

が、差し障る、支障木ですね、それについてはずっと回って撤去しておられますし、それからマップということに関してですけど、電柱というのはずっと道路沿いにほとんど立っておりまして、マップを作ったら全地域が危険地域というような感じになるんじゃないかなというふうに私は思いますし、ここであえて上げる必要はないんじゃないかなというふうに考えます。

○櫃田委員長 では、採決でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 1名。

では、上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

では、これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 4名。

では、これは上げなくてもよいということで。

次、地域づくり推進課、企画一般管理事務、モンゴル交流事業を開始して7年が経過しているが、事業の目的は介護人材の確保である。当初は文化交流からと進めてきたが、令和6年度の事業説明では雇用対策に注力をしていくとなっていた。しかし、令和7年度は諸問題解決のための連携となっている。今後も文化交流の継続はいいが、介護人材確保対策については断念することを早急に見極めるべきである。あかねの郷も病院もオロチもモンゴル以外を考えている。

説明を。

大西保委員。

○大西委員 私は、前町長がこれを発案されたいうか、スタートされまして私もモンゴル行かせていただいて、あくまで介護だけじゃありません、そのときは福祉会、それから商工会、それから病院の当時の院長さんも行かれて、いろんな多方面でやってます。ただ、メインは介護だったということで、帰ってきたときも日南町の事業者を全部集めて、防災会議室もいっぱいになるくらい説明があったわけです、モンゴルの受入れ側の人が。そのときはよかったんですけど、その後、全く動いてない。次、最近は、ここにおられる委員も行かれましたけども、その中で開業された、それ1年半前です。それで去年の3月には中海テレビで、令和6年度は鳥取城北に行きますよ、そして支援するんだと、そしてモン

ゴルから募集を開始するんだということをテレビで言われました。私まだ録画残しておりますので。そういったことをいくと、7年度から見ると全くモンゴル・ゾーンモド市について、雇用についての動きが全くできてない。特に地域づくり推進課がもっと積極的にやっっていこうというものは見えません。ですから私は、文化交流は続けてもいいが、介護人材については、もうミャンマーとか、そういったほうが具体的に動いておりますので、あえて、あくまでやめとは言いません。見極めるときが来てるんじゃないかということで意見を出したわけです。やめとは言っておりません。見極める時期ということでお願いします。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 私あえてこれを上げる必要はないかなという、今、文言を見まして、それこそやめることとは言ってないと言われますけど、断念することを早急に見極めるということで、要するに断念を前提とした見極めになっておりますし、それから、あえてこれを、将来的に文化交流の継続の中においてこういったことに発展するか分かりませんし、実際、文化交流は続けていってもいいという考えであります。私は、この介護人材に関して断念するということをあえて書かなくても、要するに今までどおりの関係が続けていったほどで十分ではないかと思っておりますので、あえて上げる必要はないんじゃないかなという気がしております。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 ここにおられる委員も、例えばモンゴルから市議団が2回ほど来られました。市長も来られました。そして各委員長さんが日南町の農業からずっと、あかねからずっと見学をされた。事業団もしております。やはりそれは、今回、昨年12月から11月に市長が替わりました。町長は、市長が替わったからと、だからできてないようなこと言われましたけど、この市長は当初から議員でいたわけですよ、ゾーモンドの。当初が分かる、だから消防車も頂きましたと、お礼も言うてました。こちらの熱意が伝わってないのかなと、それで私が質問しました。ゾーモンドから日本に何人来てるんだと。分かってません。いや、ゾーモンドから来なかったら話はならないわけで、全然進まない。何か失礼な言い方ですけども、かばんやら本やらは送るのは、それはいいですよ。でも実際に当初から、まずは文化交流なりこういった交流からやるということで、それも進めていく、それはいいんですよ。ただ、ここを介護人材といったときに全く進んでないし、担当課、要するにこれ担当課に言うわけで、担当課の動きは全くない。他人事のような答弁でした。ですか

ら私は、そこに注力するよりも、本当の外国人として農業も、いろんなところに来ていただける方向にやるべきだと。ゾードモンドに限らず、今はミャンマー、ベトナム、いろいろありますけども、これからも具体的に病院にはミャンマー、あかねにもミャンマーになる可能性はあります。だからせっかく一昨年、1年半前に、あかねの理事長も行き、商工会の会長も行き、それからオロチの社長まで行って、全くゾーモンドとつながれない。そこを言っとなんてですよ、何で行ったんだって、1年半前に。もっと積極的に、鳥取城北も断念した。だから私だったら、あくまでもゾーモンドは、これメインにしないで、もし来るんだったらどうぞぐらいでいいんです。だからその辺の見極めをきちっとすべきいうことは言わないと、予算がずっとついて回るわけですよ。これ以上言うと、個人的なことは言いませんけども、やはり私は、もうこの時期に見極めないと、ずるずるずるずる、もう8年になるんですよ。その辺をよく判断してください。もっと重点的に取り組む方向に、日南町の介護分野についてもっともっと注力すべきだと思ひまして、私は意見を出しております。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 モンゴル、先ほど大西委員のほうがいろいろと経過もおっしゃいましたけれども、実際問題としては、おっしゃるとおり、モンゴルからの方が日本に来られてのお仕事を探されるというのは、現実的に実現しとらんというのが実際であります。しかしながら、企画一般のほうで書いてある予算の要求については、モンゴル協会と親善協会、年会費1万円というところで、まさにこの事業説明にも書いてありますけれども、モンゴル交流事業ということで、交流支援員を中心としてモンゴル・ゾーモンド市との文化交流や諸問題解決のための連携を行うとなっております。直接的な介護人材とかいうことではなく、文化交流を基本として、このまま続けていけばいいのかなと思います。ですから、あえてモンゴルはやめたということを明言する必要は私もないと思います。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私としては、もう言うことだけ言います。はっきりモンゴル交流事業として上がってるわけですよ。確かに今、1万とかどうのこうの言いましたが、それよりも、これは言うと言にくいんですけど、やっぱり地域おこし協力隊からの費用で交流支援員さんがずっと来ておられます。なぜ交流支援員さんが来てもらってるかと、これは恐らく5年から6年になると思うんですよ。それはモンゴルから来る例えば介護人材とかいろんな方のお世話するとか、こういうために、そしてゾーモンドとの連携を取るというために来

ていただいとるわけですよ。今1万と言われましたけど、違いますよ、報酬金額言いませんけども。そのような形でずっと、本来の目的は日本の、この日南町の情報交換して、こういういいとこですよと、もしモンゴルからこちらに働きに来られたら、いろんなフォローできる、これが一番の心で、ああ、日南町にはモンゴルの方がいるんだなと、安心してこちらへ来て働いていただける、それが目的なんです。それで、もう5年、6年と、これずっと続けるんですかと。そこなんです。僕が言いたいのはそこなんです。だから、皆さん逆の立場だったらどう思いますかと。皆さん方がどっか行ったときに、何のために来たんだと、交流だけで来たのかと、そうじゃないでしょと。それを考えてないと、逆にかわいそうだなと私は思います。私、過去にもずっと外国人との付き合いもやってきてましたんでね、目的のない仕事をずっとやってるからつらいですよ。逆に皆さん方がどっか行ったときも、何でここ来た、やっぱこういうことでこうでしょということにならないと。もう5年、6年こういう形、本当いいんでしょうか。それをちょっと判断してください。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと分かりませんが、今の提案者からのお話を聞いてると、もう文化交流もどうなんだというような御意見にも聞こえるんですけども。それだったらそれでちょっと意見を書き換えなきゃいけないと思いますし。ただ、実際にその支援員として現状働いてられる方もおられますし、小・中学校、少なくとも中学校では交流事業というのを現状している状況なので、それをあまり議会からどうこうというようなことは、私は現状では言わないほうがいいんじゃないかというふうに、あくまでも実際に携わっている方の判断で今後進めていくかどうかということは判断していったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 ですから私は文化交流とか、それはいいと言ってる。介護人材とかこういった分はもう諦めなさいと言うとるんですよ。だから……（「諦めてるんじゃないです」と呼ぶ者あり）いやいや、見極めなさいと言ってる。本来はそこですけども、そこまで書いていけないんで、見極めるときが来てるんじゃないかと。本当考えてくださいよ。だから今言われるように、中学生のこれはいいんですよ、こうやってね。それから米子のほうへ行って講演もされてます、実際に。そういうことはいいんです、だから交流は。だから書いてある、交流はいいと。ただ、介護人材のどうのこうのについては、もう見極める時期だと。だから実際に町長答弁も聞いてくださいよ、ほとんど他人事のような、いやいや時

間がなくてとか、市長が替わるからとか。市長なんて前からずっといた、ゾーモンドにいた人ですよ。何にも、向こうが真剣じゃないです。国や日南町も真剣じゃないんですよ。ぜひとも来てください、来てくださいというんであれば向こうも考えるけど、行けば何々という印象を持っています。ですから見極める時期と。1年で見極めるか2年見極める。一旦これをはっきり言うとかないと、ずるずるずるずるいってしまいますよ。確かに文化交流は別の国と、もうやってもいいんですよ。モンゴルだけに特化せずということです。

（発言する者あり）いや、だから、なぜモンゴルとしたかということですよ、もうそれ以上言うともあれですけど、もともとは、ある県会議員が日野高校にモンゴルを連れてこようとしたわけ、一番最初の発端は。もう話が昔に遡りますよ。だから私は、この見極める時期に来てるんじゃないかと、すぐにやめとは言っておりません。見極める時期でしょってことを意見を議会として出すべきだと思います。どうでしょうか。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 私は、やはりこのモンゴルの交流の中の一部を切り取って、それは、要するに文化交流はよいけど介護は断念すべきだという、そらあ、中の組立てを精査して改善していくのは当然、執行部としてやるべき仕事ではありますが、あえて私はここに書いて、今後とも、どういったいきさつか分かりませんが、何かの縁でこういった形でお互いが理解を深める意味で交流を始めたということは、その中でそごがない限りは続けてもいいと思いますし、もしこの提案を上げるなら、要するにもうモンゴルとの縁を完全に断ちましよう、そういった交流をやめましようというのなら、そういう考えならこの俎上に上げてよいとは思いますが、このモンゴル交流の中の一部の中身について、意見書としてここに上げるべきではないと私は考えます。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 では、つい最近、1年半前にどういう会議されたんですか、モンゴルで。私は議員で派遣していただいたときに、議会で報告をさせていただきました。2人の議員が行きましたんで、いろんな質問報告して質問しました。そして、議会だよりも1ページにわたって課題も書きました。議長も行ったとき、そうやって1ページ書いて課題を、私もそれを共通認識しておりました。今、前回1年半前に行かれたけど何ら報告もない。確かに議会だよりは1段だけありましたけど、そこでは充実した会議とか、だから充実した会議って何の会議したか分からない。本当は聞きたかったんですよ。

私は、言うけど、これは介護人材も含めて、建設業も日南町に雇用人材が少ないからい

うことで、建設業の方、結構来とられました。当然、木材の関係も、本当に皆さん、二十何社ぐらい来たと思うんですよ。それで希望を聞く、希望まで取っとるわけですよ。つい最近、町長、今現時点の事業者に対して希望を聞いてますか言うたら、いや全然聞いてない。ちょっと待てと、8年、7年前にそういった話聞いてまでやっとるのに、ただ単に事業があるからやってるだけというような印象を持てます。我々議員、私自身は議員ですから、やっぱりチェック機能としてちゃんと、この会費は1万、それは別にしても、人件費、後に出てきますけれども、そういったこともあるんで、私はこれについては強く言いたいと思います。やめとは言いませんが、やっぱりその辺の見極めすべきだと。大変ですよ、これが何年続くんですかと、将来見たときに。何年続くんですか、ずうっと続くんですかと。当然交代もなると思いますよ、一人一人にずうっと何年も難しいと思います。どうでしょうか、皆さん。もう十分に検討していただきたいという旨で意見書を出しとるわけです。

○櫃田委員長 採決を……（発言する者あり）はい。採決を採りたいと思います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 1名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 4名。では、上げないということで。

続いて、住民参画まちづくり事業。集落支援金交付金において、令和6年度と同金額を予算計上されているが、令和7年度1月末時点で年度末見込みで予算額オーバーのおそれのある地区があり、月の実績管理が不十分である。担当課として勤務管理方法等を含め改善すべきである。

説明をお願いします。

大西保委員。

○大西委員 私は、今回あえて出したのは、以前にも集落支援員のことでしてあります。意見を出しております。そこも最終チェックが年に1回、課長が2月、3月、1回だけするということ聞いて、そこで指摘はしとるわけです、意見書までは出してませんけども。そして今、状況、私も去年も実績を出していただきました。あ、これはオーバーしてないなど。今回、できれば1月末ぐらいで出してくださいって言ったら、オーバーの地区が1

地区出そうになりました、出てません。ただし、もう2月、3月は4分の1しか活動できないぐらいの時間しか残ってないと。確かに秋で忙しいときは集中するかも分かりませんが、そういったまち協さんの自己管理というんですか、これ月々報酬が払われるわけですから、大体分かるわけですね、累計。こういうのも人事管理のイロハですんで、そういうことでトータル管理されてない。少ないところは別にいいですよ、それは活動されてないところはいいわけですが、こういったところが一番大事で、今後、町はフレックス勤務を考えてますけれども、一番大事なのは、フレックス勤務で一番なのは、自己管理ができなかったらフレックス勤務はできないんですよ。それが役場のこういった大事な担当課がこのようなレベルでは駄目だということで、今回はきちっと、今後の将来に向けたフレックスタイムをやるならば、この辺はイロハですんで、意見として上げております。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 実績管理というのは、ちゃんと役場の職員というか、行政の職員の方ですね、事務局長の方は会計年度任用職員ではありますがけれども、行政のちゃんと職員が行ってるわけで、その方と当然、集落支援員の方、相談してされてます。確かに予算額オーバーというか、11月末現在で予算を使い切ってるというところもありますが、それはそういう実情なんだと思います。つまり、すべきことは勤務管理の見直しとかではなくて、予算の増額ということだと私は思います。それは聞き取りのところでも申し上げましたけれども。別にそれを意見としてあえて出してくださいとは言いませんけれども、ただ、少なくともこの意見はちょっと違うんじゃないかなと思うんで、私は出す必要はないと思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 いや、あくまで予算の審査をしておるわけですよ。オーバーしたから、いや、そこは忙しいからオーバーを認める。実施要綱には240万以内と、範囲内と書いてあるわけですよ。それで、言いますと、前も言いましたが、当初の集落支援は十二、三年前にスタートした38万円でした。何してもいいですよということ、次に普通型というか強化型で140万に上がりました。次に、手挙げ方式で上限240万に上がりました。そして240万の中で4人でも3人でも1人でもいいですよと。で、2人で240万と。当然それが事業計画があるわけですよ。そらあ、各まち協によって温度差が違いますから、いろいろまち協同士で協力してやってる、これはすばらしいことです。ただ、決められた予算は予算の範囲でやること、そしてこれは人事管理のイロハのイなんで、オーバーしたから認め、それやったら予算も全くないわけです。補正予算ばかりかけるようなもんになる

わけですよ。だから、こういうことはきちっと、一をきちっとできない者は二も三もできないわけですよ。私はそれを言っとるんですよ。だから、こういうことを指摘しておれば、ほかの職場も、あっ、そうやって人事管理でこうしなければならないなど、になるわけなんで、私はこれは出すべきと思います。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 1点、ちょっとお伺いしたいのは、この集落支援金交付金、支援員交付金じゃないか、ちょっと。（発言する者あり）支援金じゃない、支援員だ。（「支援員」と呼ぶ者あり）員だよ。（「員です、ごめんなさい。支援員です」と呼ぶ者あり）

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 それで、この意見書の中で、予算オーバーのおそれのある地区がありとありますが、オーバーをされたという確定でないわけで、この支援員のお金の使い方というのは、月々いうのもありますが、年間を通してその予算の中でイベントが集中する月は、3人、仮におられたら3人の方フル稼働してもらって、そのイベントを成功させる、それからイベントのないときはその分休んだりするというような性質もあってもよいと思っております。そういった意味において、予算がオーバーということは、要するに、もう既にオーバーしているわけではないということで、要するに今後3月いっぱいまではそれまでの事業を集中的にやったのでそこで予算が尽きたということで、その分は当然3月の事業には使えないというようなことでないかと私は認識しております。そういった意味において、ここまでこのことについて上げる必要はないではないかなという気しております。以上です。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私は以前にもこれを指摘しておって、まあどうなるかなと思ったんですが、月に1回、当然まち協さんの中で事務長さんをし、それぞれ報酬が決まり、やるわけです。それで日報も実際に持ってこられます。だから日報で何をしたら分かるわけですよ。そうして今までの累計も分かるわけですよ。それが管理なんですよ。私がこれを資料請求したらそういう数字ですごい資料を出されたけど、あれは一目で見れる月の表、表に出しときゃ何ぼでも管理できるわけです、それが管理者なんですよ。私も人事管理とかその辺はいろいろしてきたんで、月々ちゃんとやれば、毎月決算と同じなんですよ。年度末に終わりそうになったときに、ああ、オーバーしとった、減ってましたではいけないんで、やっぱり月々きちっと決められたように、そして報酬を払うわけです、あなたは20時間でした、120時間でしたと。一応1,250円です、単価がね。それで次、年間の月160時間

になってます、要するにフルタイムです。フルタイム時間で、だからフルタイム以上をやる時期はやったということなんで、通常やったら残業扱いになりますが、トータルの時間数で見とるんで160時間、年間1,920時間です。それぐらいの自己管理いうんか、まち協さんは管理しとかないと、そしてオーバーしとるだったらオーバーしたと逆に言えばいいわけですよ。こういう事業、まだ2月、3月残っとるんで、もしくはどっかの支援員さん助けてくれんかとかですね、そういう協力したらええけど、その単独でやっとなる地域任せ、担当課がその程度ですから、やはりここはちゃんとチェックするためにも、私は意見書で出すべきだと思います。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 集落支援員の勤務状況についての資料も出していただきました。それ中身見ますと、確かに240万というラインを超えそうなのところがありますけれども、見ますと結局、各7つの地域ごとに集落支援員の人数が違います。というのも、恐らくですけども、日々毎日出勤できるような方もいらっしゃいますし、ほかの仕事もありつつ集落支援員も兼ねてやっている方もいらっしゃいます。そういう中において、時間数というのはなかなか、管理というか、見込みにくい部分はあるんですけども、実際、まちづくり協議会が実施する事業、それに対する人の数、そういうのがやっぱり、どういうんですかね、一定ではない、そういうところがあると思います。1人のところだったらその1人がずっとやらなければならないんですけども、例えば3人、4人いらっしゃる所でしたら、まあ出てくださいね、お願いしますわってということで集落支援員の方に出ていただいて事業を実施することができると思うんで、なかなかその一人一人の細かいところをコントロールするっていうのは、集落支援員本人さんの、やっぱりそのほかの主たる事業があればそちらのことも関係あるだろうし、なかなかそこまで細かく言うことは正直できないと思います。それ自体が、事業を行うこと自体が地域のまちづくり協議会の中で、今年はこの事業をやります、集落支援員は1人です2人ですということで、実際に計画を上げられた中でやっていらっしゃることであります。事業ができてないとか、そういうことになるとまたちょっと問題かもしれませんけれども、その辺の事業実施のほうもやっておられるということで、これだけの人件費がかかりました、これは認めるべきだろうなと思います。ということで、意見は、ここまで厳しいことを上げる必要はないのかなと思います。

○櫃田委員長 では、採決を採りたいと思います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 1名。

では、上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、上げないということで決定です。

次の電算管理運営事務ですが、似たようなことですが、1件ずつやったほうがよろしいでしょうか。（「うん」と呼ぶ者あり）

1件ずつやりますので。標準準拠システムへの移行による利用料の自治体負担が確定していない段階での移行契約は見合わせるべきです。ガバメントクラウドに移行しなくてもできる業務がないかなどの検討も十分に、将来にわたって住民の生活を圧迫せずに町政を運営していける見通しを持てるまで熟慮するべきです。

これについて説明を。

荒金敏江委員。

○荒金委員 昨日でしたっけ、再聞き取りをする前に出した分ではありますがけれども、なかなかそれに入らないでやるのが難しいというふうな話もありましたけれども、実際に毎年のランニングコストをどのぐらい払うのかっていうのが分からない段階でこれを進めていくと、病院の二の舞になるんじゃないかっていう心配を私はしています。実際にどのぐらいのランニングコストを出していけることが日南町の財政の面で大丈夫なのかっていうことの検討をせずに突き進むのは危険だというふうに思います。以上です。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 このガバメントクラウドへの移行というのは、この2年前から既に投資というか、システムの構築をしながら現在に至っということでもあります。その当時の国の説明におきましたら、経費が安くなるんだよというような言葉もあったわけですけども、なかなかそれが現実的にはなっていないというのはおっしゃるとおりだとは思いますが、現実として全国の自治体はその方向性で進んでおり、まだその途中なかという自治体がほとんどだと思うんですけども、やっぱりその中の一自治体として日南町も進んでいると。じゃあ、ここで今この意見書のように見通しを持てるまで熟慮すべきである、今頃ストップしても、これまでの投資したもの、それはどうなるんですかと。もう目前まで来て、も

うちちょっとでガバメントクラウドへの移行が完了するといふところまで来ております。国が進めて行ふべき事業であつて、それを各自治体が合せて進んでいくと。問題ないことあります。財源的なことについては、これからは若干協議すべきことがあろうかと思ひますけれども、意見としてこのやうのを上げるのは不要だと私は思ひます。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ガバメントクラウドあるいは標準システムへの移行といふことなんですけれども、まず、これ移行がどのやうに進んでるのかといふことについてといふと、全国でといふことでしたが、全国でといふと、富士通 J a p a n による関係地方公共団体といふのが約 300 自治体あるそうですけれども、この情報システムの標準化作業といふのは 25 年度までにはできないといふことが言われてるといふことで、少なくとも 300 自治体。この鳥取県内でといふと、ちょっと自治体、市町村についてはよく分かりませんが、南部箕蚊屋広域連合については、ガバメントクラウドにすると 1 億 9,000 万円ほどの経費がかかるといふことで、それは見合せている、見合せて予算を当初予算、当面計上してるといふことを、計上といふか当初予算を、もう議会終わってますからね、可決してるといふことを聞いております。だから、まるきりガバメントクラウドに移らなきゃいけないといふやうに頭から考えてやるのは、ちょっとよろしくないといふやうに思ひます。

もちろん、日南町の事情といふのは日南町の事情であるんだとは思ひますが、そもそも国全体としていふても全く標準化になつてないわけですよ、事実上。標準化といふのは、仕様書があればどんな事業者でもそれに組み入るといふのが標準化、普通の標準化ですけれども、実際には AWS、このガバメントクラウドに関しては Amazon の系列会社ですね、これがもう 90% 以上の事業を独占するといふやうな状況になつておまして、国家的な事業としてもそんなことで大丈夫なのかといふやうな危惧もあります。こういった非常に不確定性の高い事業に、それを今までやってきたからといふてこのまま突っ走るといふのは非常に私は危険だと思いますので、この意見取り上げるべきだと思います。

○櫃田委員長 では、ここで採決を採りたいと思ひます。

この意見を取り上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2 名。

では、上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、これは上げないということで決定しました。

次、ガバメントクラウドは国の交付税措置がどの程度あるかまだ分からない。また、デジタル庁の経費節減に関する相談窓口も最近設けられたばかりであり、経費節減のめどは立っていない。2025年度中の標準化とガバメントクラウド移行にこだわらず、経費、特にランニングコストの削減を第一に柔軟に対応すべきである。

説明をお願いします。

岡本健三委員。

○岡本委員 私が出した意見で、ガバメントクラウドと標準化については先ほど申し上げたとおりです。とにかく2025年度中の標準化とガバメントクラウド移行ということに対しては、書いてあるとおりなんですけども、ランニングコストというのはこれから、この間の報告では実費でプラス1億円毎年かかる、令和8年度以降、毎年かかるということです。それがどのくらい削減できるかということも現時点では分からない。そして、国が交付税措置をするというふうなお話もありましたけれども、その割合ですね、半分見てくれるのか4分の1なのか、あるいは全額見てくれれば一番いいんですけども、ということも分からないですし、そもそもやっぱりガバメントクラウド自身の事業の信頼性というものも私は非常に疑問に思っておりますので、この意見取り上げていただきたいと思えます。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 1番から3番までこれに関した意見があるわけなんですけど、1番と2番は要するにガバメントクラウドに加入しないという方向であって、3番は、加入しながらも、なおかつより実効性の高い代替ネットワークの導入も検討してほしいということで、要するにガバメントクラウドに参加するかしらないかというところが違うと思うわけなんです、私は、次に提案者から説明があると思いますが、3番のほうで、クラウドに、先ほど言われたけど、未確定要素があるという説明もありました。特にランニングコストに対しての国のほうが決定されていないということですが、やはりガバメントクラウドに参加をして、その上で実効性の高いネットワークの導入なども一緒になって検討していくというような、3番の意見ならいいと思えますので、2番の場合はちょっと反対の立場を取らせていただきます。

○櫃田委員長 では、ここで採決を採りたいと思えます。

この意見を上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

では、上げるべきでないとする委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。

では、次へ。ガバメントクラウド接続用の代替ネットワークとして、携帯電話通信事業者のネットワークを利用する予定である。しかし、携帯通信事業者の光ケーブルの一部は町が敷設した光ケーブルを使用しており、さらに、敷設ルートも同じ電柱を経由している。そのため、災害時における代替ネットワークとしての実効性が懸念される。については、衛星通信など、より実効性の高い代替ネットワークの導入を検討されたい。

提案者の説明を求めます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 説明のとおりなんですけども、いわゆる物理的に同じ光ファイバーケーブルを使いながら代替ネットワークを構築するということになりますので、それでは代替ネットワークの意味がないということを問題であるということを書いております。現実的にはやはり通信衛星等を使った仕組みを導入していく検討をしていただきたいということであります。ですから、全く全てが同一の線とかいうわけでもないんで、その導入自体を今、新年度予算では上げていらっしゃる。いわゆる使用料として、月額、上がっておるんで、それをやめろという意味ではなくって、やっぱりそれをやるのであれば、さらに実効性のある、本当に災害時の代替ネットワークとして使える通信衛星等の仕組みを検討していただきたいということで提案を、意見のほうを書かせていただいております。以上です。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 災害時の通信の安全性というか継続性というか、そういうことだと思います。光ケーブルについては、私もうろ覚えではありますが、ある程度の冗長性は日常から保証されてる。つまり1か所切れたらそれで終わりというんじゃないくて、各地域2系統以上の光ケーブルというのが準備されていたように思います。それで、衛星通信というのも、例えば携帯電話の不感地域を衛星通信でカバーするというようなのは一つのアイデアとしてはあるかと思うんですけれども、ただ、防災のときに防災上、衛星通信を使うというの

は費用の面の問題もありますし、いろいろ私はまだちょっと非常に、何ていうんですかね、これも不確定な要素が非常に多いと思うんで、担当課としてはそういう検討もしてますというような、速度的には問題ないというようなこともありましたけれども、あえて議会から出すのは私はどうかと思います。

○櫃田委員長 では、採決を採りたいと思います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 4名。

では、上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。では、これは上げるということで決定です。

次、青年結婚・UIターン促進事業。こども若者未来課、地域子育て支援事業、縁結び・出会い創出事業、婚活パーティーなど委託事業が多いが、農業をしている人との結婚には結びつかないことが多い。仲人報償金が6年度はあったが、7年度予算には入っていない。復活すべきです。

荒金敏江委員。

○荒金委員 これは、住民の方の意見として聞いているので上げてみました。仲人報償金を外したということについての説明も全くなかったんですけど、何でも婚活パーティーというところに結びつけていくのだけではなくて、実際に仲人さんっていうので結婚が成立していくということがどのくらいあるのかは分かりませんが、これは残しておくべきではないかなと思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 今、提案者から話ありまして、実際、6年度の実績は聞いておられませんわね、ヒアリングで。私もメモがないんで、実績は。できたらそのときに聞いてほしかったんですけど。過去には、昔は100万ぐらいいうときもあったわけです。そして聞けば、これはあまり放送で言うたらいけないと思うんですけど、ちょっとトラブルもあったようなの聞きます。やっぱりそういった経過もあって、それから、この条件が1年間住まなければならない、日南町内にいなければ、要綱も出てます。私にとっては、なぜそうなったのか、もし必要であれば聞き取りでも結構ですけど、何件ぐらいが、ここ二、三年ぐらい活用してそうなったのかも、ちょっと背景、実績ぐらい聞いとかないとここで判断できな

い。本当は、申し訳ない、提案者から、申し訳ない、本当は担当課にそういうこと聞いて、追加聞き取りもよかったんですよ、昨日ね。そうじゃないと意見も言えませんので。ちょっと私からいうと、もう一遍追加聞き取りで、実績はどうだった、そして何でやめたんかという理由を聞かないと、ここではちょっと言えないのかな、判断できないんで、どうでしょうか。

○櫃田委員長 実績と、どうしてやめたかと理由だけ、では後ほど。ということは保留で。（「はい、保留です」と呼ぶ者あり）

県のふるさとでの新しいライフステージ補助金、補助率 2 分の 1 に基づく補助事業であるにちなん新生活応援奨励金は年齢制限や妊娠中などの条件があり、非常に利用しにくいばかりでなく、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれがある。事業を中止し、県の補助金が一般の移住定住対策に用いられるよう、要綱の変更を県へ申し入れたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 これ毎回出してる意見なんですけれども、この間、報告していただきましたが、県内でも利用しているのは 7 自治体ですかね、日南町も含めて 7 自治体のみ、それで実際に交付が四十何人か、40 から 50 人ということで、県内での移住者の数に比べたらもう本当に僅かな人にしか交付されてない、そういった交付金を県の制度に合わせてやるよりは、日南町独自の制度がたくさんあるわけですから、それに対する補助金という形で出していただいたほうがよほどいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ御賛同をお願いいたします。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

大西保委員。

○大西委員 私は、これは上げなくていいという思いを持っております。というのは、当初、県からのいろんな話で、そして鳥取県へ移住、鳥取市から日南町までいろいろコマーシャルしている中で、日南町にはこういう制度ありますよということで、たしか平井知事も強く言っておられました。やっぱりこの制度について、趣旨の内容も私はいいと思いますんで、人口増という価値があると思うので、これはあえて上げなくてもいいと思います。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 実際問題として人口増にほとんど結びついてないということです。今、6 年度上半期で、上半期だけです、上半期だけで県内で 1,054 人の方が移住してます。だから、恐らく 1 年ではこの倍ぐらいだと思うんですけど、その中で 50 人足らずにしか

行き渡ってないという、そういう補助金なんですよ。だから、移住定住に寄与してるとは私にはとても思えないです。それよりも、日南町はちゃんと個性ある移住定住対策をしているわけですから、それに各町で自由に使いよということで県からは補助金を出していただいたほうがよほどありがたいんじゃないかと私は思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私、今先ほど、提案者が言われた50人もと、すばらしいなと思っておりますし、やっぱりこういうものもあれば、どういうのかな、若い方で要するに人口も増えるというふうにとって、こういうものもあっていいと思いますので、私はあえて上げる必要はないと思います。

○櫃田委員長 では、採決を行いたいと思います。

上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

では、上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、上げなくてもよいということで決定です。

次、公共交通確保総合対策事業。町営バスの小型車両にフルラッピングを施すが、視認性の向上のため、今後購入する車両についても路線別にラッピングデザインを統一すべきである。

提案者の説明を求めます。

ボタン、ごめんなさい。岩崎昭男委員。オーケーです。

○岩崎委員 失礼しました。町営バスの小型車を導入ということで予算が組んであります。6年度も、導入のときに最初はラッピング的なものをするといってもそれができなかったという経過もあります。やはり今の町営バスの小型車、デマンドバスあたりが普通の自動車と見分けがなかなかつかないということで、今回7年度購入する分にはラッピングすると、目立つようにするよと予算化してあります。単発的ではなくって、やるのであれば継続的にやっぱり色をつけてやっていきたい、単発的な車が1台だけあってもいけんよと、やるのであればしっかり継続した事業としてやっていただきたいという思いで書かせていただきました。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 このフルラッピングをしてやるということはいいことですが、これ今年の審査意見として、今後購入する車両というのが、要するに今年フルラッピングをするんですよね、予算的にします。今後購入する車両についてもという意見ですが、これは来年度の予算のときに、もしこれが載っていないときは、フルラッピングが載っていないときはこれを載せるべきであって、今年の予算審査ではちょっと該当しないではないかと私は思います。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 時系列的にいいますと、今のうちにやるんだという方向性を出していただかないと、来年度の当初予算のときには同じようにここに例えばラッピングがなかったと、じゃああと10万円要りますよっていうときに、それを本当に補正で修正して予算が可決できるかって、そういうものじゃありません。やっぱりやるのである方向性を示していただきたいということであります。

○櫃田委員長 ほかよろしいでしょうか。

では、これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 3名。

下ろしてください。では、上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 荒金敏江委員は挙手でよろしいですか。

○荒金委員 はい。

○櫃田委員長 4名ですね。では、上げないということで決定になりました。

次、環境エネルギー課、民生一般管理事務。住宅改修助成条例の補助金の交付方法、金額をたったもポイントに入れるべきではありませんか。（「全額を」と呼ぶ者あり）失礼しました。全額をたったもポイントに入れるべきではありませんか。

荒金敏江委員。

○荒金委員 この補助金をどういうふうな形で出すのかについては、今後検討していくということだったと思いますが、一応こういう方向でという意味で出しました。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 この条例は議員発議の条例なんで、議員で討論すべきなんで、この件につきましては総務常任委員会で、月曜日にこれの内容について皆さんと協議したいと思います

ので、あえてこれに上げなくって、総務委員会で行いますので、これは取り下げるべきと思いますのでよろしくお願いします。

○櫃田委員長 よろしいでしょうか。じゃあ、取下げということですね。（発言する者あり）

荒金敏江委員、取下げでよろしいでしょうか。

○荒金委員 はい、分かりました、いいです。

○櫃田委員長 じんかい処理事業、西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理施設建設に係る支出は取りやめ、一般廃棄物処理施設西部基本構想の白紙撤回を組合に申し入れられたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 このことについては、日南町も努力を続けていて、つまりリサイクルをする、それとごみの量を減らすという意味で、それで今回は目標を達成したという、家庭から出る燃えるごみについてですけどね、減量化について500グラムを、1人1日当たり500グラムという目標を達成したという報告もありました。そうやって各自治体でごみ問題については取り組んで、減量化、リサイクル、リユースということをやっていくというのがまず必要なことです。それが法律でも定められてますけれども、各自治体が取り組むということが本筋です。西部広域がやろうとしていることは、それをもう全部一括してやるからいいですよみたいな、そういうやり方なんですけれども、これはやっぱり各自治体の努力の意欲をそぐものでもありますし、そもそもごみ発電をやろうとしてるわけなんですけれども、熱回収ですね、いわゆるリサイクルの。これは国ももうリサイクルとは認めませんよといって、もう時流からは外れてる方法を、以前に決めたから、みんなで決めたからやりましょうみたいな感じでやってるだけなので、これは一旦考え直したほうがいい。本当に日南町としてどういうごみ処理の仕方をやるかということ、今も担当課は一生懸命取り組んでますし、住民の方たちも一生懸命取り組んでいただいていると思いますし、その努力をきちんとやってくべきであって、安易に集めて1か所で大きなところで燃やしましょうというようなことは本当にやめたほうがいいと思いますので、ぜひ御賛同をいただければと思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私はこれを上げるべきでないと思っております。先ほど、提案者から目標、日南町の1人当たりの単月であくまで400グラム台になったということなんで、トータル、

前期、後期としたらまだまだ未達、516、500グラムには達成しておりません。こういう努力は大変いいことであります。将来、令和14年度に西部広域で持っていくについては、減量化のほうが町の負担も少なくなります。それともう一つは、あくまでこの焼却については単町でやるよりもやっぱり西部広域、効率的にやるのが普通でございます。単町ではできません。例えば隣の米子市や安来市ですか、もうあそこは完全に炉を廃止して民間の事業者にて全て収集から焼却までさせてる市も隣の市があります。私はこの広域、やっぱり単町で、隣の町は2つの町と一緒にやってやってますけども、そういったトータル非効率とか、それから将来、やはりごみ減量化にとってはもう将来の、どういうのかな、全体で下げていこうというのが当たり前でございますんで、その努力はどんどんやるべきだと思っております。したがって、あえてこれを上げる必要はないと考えております。

○櫃田委員長 では、採決を行いたいと思います。

上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

では、上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、上げないということで決定です。

次、福祉保健課、介護保険事業、高齢者居住環境整備事業補助3分の2補助を、環境エネルギー課の住宅改修窓口で一括して扱うことにしたとの説明だったが、34ページ、民生一般管理事務、住宅改修助成条例には補助率5分の1の事業だけが記載されている。実績がないとのことだが、対象になる人からの相談には対応できる体制をつくっておくべきと考えます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 去年の福祉保健課の49ページに高齢者居住環境整備事業補助というのがあ
るんです。それが今年が入ってなくて、それは環境エネルギー課のほうに一括してその住宅改修関係はしたからという説明だったんですけども、環境エネルギー課のほうでは5分の1補助の分だけが載っているんで、この福祉保健課に去年まであった分は、非課税世帯とか介護認定を受けている人とか、限定はありますけれども3分の2補助という制度です。一括して扱うということでしたら窓口を一本化するのはいいかもしれませんが、非課税世帯の人で介護認定を受けてる人の相談があったときにはこういう制度もあ

るということで残しておくべきだというふうに考えるので、ぜひこれを上げてほしいと思います。

○櫃田委員長 そのほかの意見ございませんか。

○櫃田委員長 これ、福祉保健課長が説明されました。

荒金敏江委員。

○荒金委員 質問したときには福祉保健課の介護保険事業にこれが入ってなかったの、何で入ってないのかっていうふうなことを質問したときに、環境エネルギー課の住宅改修のほうに住宅改修関係の窓口は一括にするからってという答えだったんです。環境エネルギー課のほうの住宅改修を見たら、5分の1補助の分しか載ってないので、おかしいということで。たしか福祉保健課の聞き取りのときに、そのことも言ったと思いますが、実績がないのでやめたっていうふうな報告はあったんですけど、残しておくべきじゃないかっていうことです。

○櫃田委員長 それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を14時45分といたします。

〔休 憩〕

○櫃田委員長 審査を再開いたします。

先ほどの消防施設整備管理事業のところで質問のありました交付金の件ですけれども、各自衛消防に均等割、世帯割、機械割等々交付金が出ております。それで、例えばポンプのホースの件は2分の1ではありますけれども、先ほどポンプ等の修理ということもありましたけれども、ポンプの修理に関しては消防ポンプの点検が年1回、大体夏前にありますけれども、そのときに不具合があるようなポンプは大体町のほうで修理をしていただいているようです。ですから、ここはやはり各自治会のほうに交付金もありますので、それを使って修理をしていただいたりとか、あとは、大きなところはそのときに相談という部分ではありますけれども、なかなか全額をとというのは難しいんじゃないかなという感じがいたします。ですから、ここに基本的には2分の1補助です。どうぞ、岩崎昭男委員。

○岩崎委員 補助すること、取りあえずこれから始めることだね。

○櫃田委員長 はいはいはい。

○岩崎委員 その一括交付金の積算の基礎金額、基礎となる金額、それを、金額と、何を目的いうか、世帯員なのか分からんですけども、それをちょっと明確な……。

○櫃田委員長 金額は各自治会等々ありますので、ここでちょっと申し上げることは……。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 まちづくり協議会に一括して入るわけですから、町から直接自治会じゃないはずなんですよ。

○櫃田委員長 はい。

○岩崎委員 ですから、町が一括交付金として入れる金額のうち消防の関係、自衛消防の関係は根拠は幾らなのかっていうことを聞いておる。そこから先のまち協から各自治会に割り振るのは、これは恐らくまちづくり協議会の裁量なんです、一括交付金だから。だから、そのところ、まず元がどうなのかということをお教えください。

○（ ） 世帯割が何ぼで。

○櫃田委員長 均等割というのがあって、プラス世帯割、それから機械割、これはポンプですね、ポンプの台数、加算制っていうのもあって、それは1つの自治会にポンプが2つあるのか1つなのか3つなのかっていうことで、ちょっと金額はここでは差し控えます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 すみません。それを聞かないと、金額をね。要は本当に自治会が自らで2分の1の補助を受けながらホースを買うだけの体力があるかというところをやっぱり確認をしないと、一概にちょっと言えないんで、元の金額をお教えいただきたいと思います。

○櫃田委員長 金額はどこの金額ですか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 一括交付金の中に、恐らくその先ほど言われました均等割、世帯割、機械割というのがあると思うんで、その金額は幾らなのかということです。

○櫃田委員長 均等割が1万2,400円、世帯割が1人180円。（「1世帯」と呼ぶ者あり）1世帯。機械割が2万2,500円。加算が、加算はあるところないところありますけども、5,000円。以上です。

近藤仁志委員。

○近藤委員 ちょっと電卓持ってませんので、例えば笠木の自衛消防を例えて言っても、ちょっと何か十分これで賄えるとは思えないわけなんで、はっきり言って自分の経験から言ったら、やっぱり年に1回の出初め式をやって、そのときに退団される方がおられて、それから新入団員、その歓送迎会をやったり、それから退団される方に何がしの記念品を贈ったり、やはりそれは慣習として続いておりまして、退団される人が多かったらその年は赤字になるというのが、はっきり言って実態であります。そういった意味において、

やはりこの必ず必要であるホースというもの、これによって初期消火に支障が来すということは、やはり町のほうの自衛消防団に期待する意味からも、町のほうでやはりある程度、全額負担をしてでも責任感を持って自衛消防のほうも頑張ってもらいたいという姿勢を持っていただきたいと思いますので、ぜひこれは載せていただきたいと思います。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 確かに金額は非常に少なくて、ちょっとそのホースの単価が幾らぐらいなもんかって分かんですけど、予算的にはホースの更新っていうことで2分の1の補助で35万上がってますよね。この35万で半分だから実際には70万ですよね、ホースの値段がね。それはどの程度買えるものか分からないんですけども、なかなか正直、自治会の世帯数が少なかったりとか、そういうことになってくると、この消防ホースの更新っていうものの2分の1の負担せないけんっていうのは、非常に厳しいものがあるっていうのが現実的にちょっと見えるんじゃないかなと私も思いますね。世帯数が大きくて、要は、密集してる地域であれば、あれかもしれませんけど、点在しとるような形での自治会となると、またホースもいろいろと必要なわけですし、それがなかなか自治会で更新っていうのは厳しいような気がしますね、実態的にね。というような、ちょっと思います。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私も、交付金の額をお聞きして、なかなか厳しい状況なんだなということは分かりました。それで、せっかく交付金のお話が出たので、この補助制度はそのまま残しておいて、2分の1ということで残しておいて、交付金のほうを全てのまち協、あるいは自治会にあるのかな、に対して増やすという方法を取れば、今まで年次的に更新をされてたところにもお金が行くわけですし、公平性という観点からは、交付金額を増やすという、ホース用の交付金、名前は何でもいいんですけども、均等割を増やすでも何でもいいんですけども、交付金として2分の1分を支給するという形がいいんじゃないでしょうか。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、やっぱりホースというのは絶対必要だし、簡単なホースで何万か分かりませんが、でも、ホースについては町が全額補助すれば、例えば、交換して古いやつ持っていくですね、それで、例えば10本集まったら、この穴空いてるとこはマジックでしとけば修理していただいて、もう一遍再利用、本当に全てが、ホース1本が、修理なんかしとったら大変だと思う。どのぐらいコストかかるか分かりませんが、やはりホースと筒については、きちっとできることはもう町で見てあげないと、今言っただろんな交付金

で、件数割やら機械割ありますけど、ホースと筒だけは命と財産を守るために必要なんで、それぐらいは町見て、それで、悪いやつを町で点検、お、本当に悪いとなれば、修理するところは修理して、トータルコストを下げるということで、やはり、常時、もう穴の空いてない、穴の空いてるホースはないということにしたほうがいいと思うんですよ、ホースだけは、ホースと筒だけはね。だから、それ以外の交付金どうのこうのややこしいと思うんで、私はホースだけでも、もう単純にホースだけは、やはり必要ですわ。本当、あちこち穴空いてるホースまであるかも分かりません。早急に、ホースだけでもやるべきだと思いますが。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ポンプのほうはね、順番に更新していただいて地元負担はなしですよ。やっぱりポンプとホース、セットということで、いわゆるまち協に今、交付されてる一括交付金の中身っていうのは、いわゆる維持管理的なもの、そういうところでの費用というふうに捉えれば、やっぱりホースあたりは。一括交付金になると、もう裁量が、また、まち協のほうになっちゃうんで、入ったお金がどのように使われるか、まち協で考えるわけだから、やっぱり、このホース買うとすれば、自治会から、自治会に直接やるべき、具体的にこのホースが換えにやいけませんよということで補助すべきだと思います、交付金の流れとすれば、補助金の流れとすれば。まち協を通すんじゃなくて、やっぱりそれは、補修が必要な、あるいは交換が必要な自治会を対象として、補助申請していただいて購入していただくということが、いいかなと思います。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 皆さんおっしゃることも分からなくはないんですけども、問題は、だからそれを最初っからやってこなかったということなんですよ、これを2分の1補助じゃなくて、もう補助金をつくった時点で全額補助しますとやってれば、それで不公平感というのはなかったんですよ。そうすべきだった。私も今までこれちょっと注目してこなかったんで、もっと早く全額にするっていうことを言ったらよかったのかもしれないんですけども。ただ、今になって全額にすると、やっぱり、これまで年次更新を計画的にされてきたところにちょっと不公平感が残るということで、それに対する手当てという意味では交付金を充てると。交付金を充てれば、今まで年次更新してきたところは、その交付金は別に使えるということになるわけですから、その辺のところは配慮があっても、特にホースという絶対必要なものだったわけですから、それに対して補助をしてこなかったって

いうことは、ある意味ちょっと手落ちがあったわけなので、その辺を私は配慮していただきたいと思います。これ以上は言いませんけど。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 いろいろ言われますけども、やはりこれは、各地域のホースが穴空いておれば申請して全額補助と。それから実態把握したら分かるわけですよ。50本なのか、10本なのか分からない。やはり、そうやって町が見てくれるんなら、なれば、それから必ず、点検はしますからね。点検して、穴空いとるということで、時期を決めて、例えば9月の防災訓練のときまでにやるとか、そういった形でされたほうがいいと思いますので。

○櫃田委員長 それでは、採決を採りたいと思います。

この意見を上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 6名。

では、上げなくてもよいと考える委員の。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 では、これは、上げるということ。

先ほどの続きで、福祉保健課、介護保険事業、このことについて意見がございますか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 たしか、これを開始したというのは、過去に、何年か分かりませんが、複数年にわたって利用者がなかったということで、このたび、この予算計上はなされていなかったという説明があったと思います。やはり、議会のほうとしても、予算のほうのスクラップ・アンド・ビルドというのは厳しくというのは絶えず言ってきておまして、そういった観点から、まるっきりなくなるというわけではなしに、環エネのほうで5分の1の事業というのは残っているわけですし、確かに補助率は下がるわけなんですけど、一応、上限は40万ということで一緒だということで、総事業費は違うわけなんですけど、そういった関係で、議会の立場からいって、予算は、要らないものにはつけない、要るものにはつけるという姿勢を求めてきてる関係上、やはり、これは上げなくてもよいではないかという自分の結論に至りました。

○櫃田委員長 岡本健三委員、ボタンを押してください。

岡本健三委員。

○岡本委員 これ、確かに、3分の2補助だと、対象が非課税世帯の方ですか、なので、

なかなか難しいんですよね、多分、使うのは。だから、むしろ、なくすんじゃなくて、やるのであれば補助率を上げるとかいう形にして、皆さんに使っていただくような形で残していくと。そういう形が私は望ましいと思います。だから、取りあえず、残すという意味で、この意見は採用すべきというふうに思います。

○櫃田委員長 では、採決を採りたいと思います。

この意見を上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、これは上げないということで決定です。

次、農林課、農業後継者育成対策事業、日南町農業者社会保険料等支援補助金は、農業経営体が雇用する農業従事者の社会保険料（健康保険・介護保険・厚生年金）の事業主負担分の一部を助成することで、農業従事者の社会保障の充実と地域農業の振興を図ることを目的として、令和3年度に制定、運用された。しかし、本補助事業の効果評価は実施されておらず、また、補助期間が5年を経過しないうちに、令和7年度の予算計上が見送られた。ついては、当初の目的に照らした適切な評価を行うとともに、目標達成に向けた具体的な対策を検討されたい。

提案者の説明を求めます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この補助金につきましては、こちらから聞かれないと執行部から自主的に説明をされなかったということで、非常に憤慨しとる部分であります。ちょっと、私、その後、この社会保険料補助金の、今、ホームページに載っております。それ見ましたら、5年以内ということで、5年間は手を挙げたところが補助されなければならないのに、実績が後で資料が出てきました。そうしたら、何かここで矛盾がありまして、実際に4年度から始まって、4年度2人、5年度3人が対象になってるんですよ。ということは、5年たたんうちにこの補助金が切られたということになるんじゃないかと思ひまして、これは全く矛盾しとるなと。どういうことか、ちょっとここんとこはもう一回、詳細をちょっと聞き取りたいな思います、担当課から。（発言する者あり）

○櫃田委員長 そうすると、保留ということでしょうか。（発言する者あり）

そうすると、次へ行きます。農林業は日南町の基幹産業である。林業の担い手対策事業は継続となったが、農業の担い手対策事業については廃止となっている。農業経営の安定化と従業員の福利厚生を図るため、社会保険料掛金の助成は続けるべきと考える。

荒木博委員。

○荒木委員 これ、先ほどの岩崎さんと同じことです、書き方が違うだけで。ですからこれは、ちょっと、もう一度聞き取りをして再考していただきたいと思います。

○櫃田委員長 そうしますと、次行きます。収入保険の支払い保険料の20%助成が10%に減額され、令和7年度を最後にこれを廃止する方針が示された。有資格者の加入率は70%超であることを廃止の要因と説明を受けたが、経営の安定を目的に掲げてあり、過去3年間の保険料助成額307万円に対し、保険金額受取額は5,977万円と所得保障に貢献している。経営の安定が不十分な若手トマト農家の育成や、技術が未確定の上、環境変化に左右されるオーガニック栽培など、日南町が推進する農業振興と相反する制度の延長を望むが、廃止の決定に至るなら、さらなる代替案を示した上で廃止されるべきである。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私が提案しました。要するに、一番は、農業のいろんな不安定要件をクリアするのに、収入保険というのは大変役に立ってきたということ。そういった意味において、もし収入保険をやめられるなら、それに代わる、この不安定な今の社会情勢の中における農業の立ち場を踏まえた代替案を示した上で、収入保険は要するに用済みでありますというような説明ならいいですけど、ただ単に切られるというのは、私としては納得いきませんので、こういった意見の文言で提案をさせていただきたいと思います。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

では、採決を行いたいと思います。

この意見を上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 7名。では、これは上げるということで決定です。

次、中山間地域等直接支払推進事業。令和5年度に続き、令和6年度も上乗せ加算の国庫負担割合が100%とならず、200万円近い町の負担が生じている。農業を支えるために重要な事業の予算カットはゆゆしき問題である。令和7年度は全額国庫負担となるよう、国に強く働きかけるべきである。

岡本健三委員。

○岡本委員 これは、令和５年度に一部カットとなりまして、農業者の方からも非常に不安の声があったわけです。そんな中で、令和６年度も続けて１００％、国がお金を出していないことで、町が不足分を補填しているということからも分かるように、本当にこの事業というのは、なくてはならない事業です。それに対して、国が本当に、何というか、国全体のお金としたら本当に微々たる金額だと思うんですね、それをカットしようとしている。こういう動きがあるから、町としても、先ほど収入保険の話でもありましたけれども、いろいろ細かいところをカットしてるということにつながるんじゃないかなと私は考えているわけです。ですので、こういった農業者にとって必ずなくてはならない事業というものは、これまでどおり国が全額負担するということが基本ですので、本当に令和７年度は絶対に国が全部出してくれるように、強く訴えかけていかなきゃいけないと思いますので、この意見、ぜひ御賛同をお願いしたいと思います。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この趣旨には賛同しますが、町のほうが働きかけていないという、強く要望しているという説明もありました。ただ、なかなか国のほうに理解してもらえないのか、予算の関係、財務省のほうの関係なのか分かりませんが、それがかなわないということですので、これは要するに、町の担当課のほうに強く働きかけなさいという要望書になっていますので、私は、これは上げる必要はないと思っております。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 働きかけますとは、確かに担当課、言ってたように思うんですが、その一方で、ほかの事業では町負担しているものもありますというような、ちょっと弱気な発言もありまして、確かに、執行部に言うよりは、国に直接議会から意見書を出したほうがいいのかもしれませんが……（「出しましょう」と呼ぶ者あり）出しましょうですか。

（発言する者あり）そちらのほうがいいということであれば、別に私は議会として意見書を出すということには、全くやぶさかではないですけども。

○櫃田委員長 では、ここで採決を行いたいと思います。（発言する者あり）

岡本健三委員。

○岡本委員 いや、採決採る前に、ちょっと議会として意見書を出すということであれば、私も、この意見はあえて執行部には出さん……（発言する者あり）だったら……（発言する者あり）

まあ、いいです。じゃあ分かりました。

○櫃田委員長 では、採決を行いたいと思います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、これは上げなくてもよいということで決定します。

次、旨い野菜の里づくり事業、種苗費助成が生産部に限られ、道の駅の出荷者協議会加入者など、少量多品種を生産する小規模農家への支援がなくなった。日南町出荷者協議会に加入している町内事業者の道の駅での売上額のK P I達成のためにも、何らかの支援を実施すべき。

提案者の岡本健三委員。

○岡本委員 これも先ほどの収入保険のことと似たような感じではあるんですけども、非常に少額の支援が打ち切られてる。特に、この場合には、小規模の農家の方への支援がなくなったということで、特に出荷者協議会については、K P Iも5千何百万の出荷ですか、という目標も掲げられていますので、こちら、種苗費助成というのをなくすのであれば、その出荷者協議会に対して何か有効な売上げを上げるような支援というのを実施すべきだと思いますので、上げました。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 トマト生産者に対しての支援のお話なんですけれども、これにつきましては、新規事業ということで執行部のほうから説明がありまして、いわゆるトマト生産者への苗代の補助というのをなくして、その代わりに、選果場出荷、ケース単位で補助をするという形になりましたということで、実際に、苗代を補助したときと出荷ケースで補助したとき、どちらが補助額が、もらえる補助金が多くなりますかっていうことでしたら、後段のケース単位で補助もらったほうが多いというお話でしたので、トマトの生産につきましてはこれで特に問題はないのかなと思いますが、ところが、言われたところ、意見を出された方は、いわゆるトマト生産部に属さない方に対しての話ですね。（発言する者あり）

ああ、そうか、そうか、そういうことですね。はあはあ。すみません、視点がちょっと

違いました。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ちなみに、追加ですけれども、K P Iを見ると、この間出していただいた資料から見ると、日南町出荷者協議会に加入している町内事業者の道の駅での売上額というのが、現在3, 189万円ですか、これを29年度までに5, 200万円まで引き上げることがありますので、そのためには、直接支援ということもやっぱり考えていったほうがいいと思います。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 要するに、生産3品目に対してしか苗代の補助が、助成がなくなったということに対する意見書に取りました、ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そういった小規模農家の出荷者協に加入している方には、この、何かな、苗代補助がなくなったということですが、はっきり言って、出荷者協には出荷者協に対する助成もありますし、また、小規模農家というのは本当、小規模農家でありまして、なかなか今までこの事業を活用していない実態というのも多々見られます。要するに、ある意味で、いろんな意味を全部くくるというのは大変不合理なことがありますして、販売が主目的ではない、たまたま販売をしたという方の苗代も全部ここで今まで見てきたという実態もありますし、そういった意味において、集中して、日南町の農業の方針、方向性を決める意味において、私はこれは上げる必要はないではないかという具合に考えました。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 集中ということで言われるんですけども、やはり農地を守っていくということで、小規模農家の方は非常に大切であるということです。しかも、このK P Iでもしっかり上げてるわけですから、種苗費助成が確かに小規模農家の方に対して有効に働いてなかったんじゃないかっていうことは、それはあるかもしれませんが、あるんだと思います。実際に、自分で苗を作られてる方もたくさんおられますので、篤農家は。ですんで、改めて、そういった方に対して有効な直接支援というのをやっていって、ぜひ、このK P I、29年度に5, 200万円というのを、これ結構現状から見ると、高齢化が進んで農家の方の人数そのものが減っていった中で、かなり野心的な目標だと思いますので、ぜひ、小規模農家の方、続けられるように、直接支援というのを、出荷者協議会への支援ということではなくて、各個々人に、個々の農家に対する直接支援というものを考えていっていただきたいと思います。

○櫃田委員長 よろしいでしょうか。

では、採決を行います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、これは上げないということで決定しました。

次、林業後継者育成対策事業、遊休施設のかすみ荘を改修し、林業アカデミーの学生を主に対象とした単身住宅の整備の財源に予定されている新しい地方経済・生活環境創生交付金は、居住期間が2年以内という制限があり、日南町が推進すべき住宅施策とは相入れないものがある。時代の変革、多様性、汎用性を重要視されるべきで、このたびの単身住宅整備にこの交付金の活用は妥当でないと考える。交付金活用のデメリットを勘案し、他の交付金あるいは公債の活用を求めたい。また、林業アカデミーの学生寮を標榜するなら、定員分の部屋数を確保されたい。（発言する者あり）

森林林業拠点、林業アカデミー学生寮は、新しい地方経済・生活環境創生交付金を財源の一部として建設される。しかし、この交付金を活用することで、入居期間が最大2年間に制限されるほか、アカデミー学生以外の入居が可能かどうかなど、入居者の条件が不明確な点がある。将来的に定員に達しないなどの理由で空き室が発生した場合、既存の宿泊研修所いわみにしや、短期滞在型住宅ひだまりの家と同様に、移住定住希望者向けの住宅として柔軟に活用できる可能性について検討されたい。

では、1のほうから、提案者から。

近藤仁志委員。

○近藤委員 ここに書いてあるとおりですが、要するに、この整備に予定している財源に制限があるということが、まず1番目の大きな課題だと思っております。今までも制限のあるひだまりの家など、大変、制限があることによって物すごく将来的に利用に苦慮する点もありましたので、これから先、今、日南町の住宅施策というのは、だんだん時代が変わっていく中において、多様性であったり、汎用性を重要視した住宅政策を議会としても求めています。そういった意味において、この交付金の活用での整備は妥当ではないかと考えますし、また、林業アカデミーの学生寮が、林業アカデミーの定員が12名であり

ます。根本的にやはり、林業アカデミーを運営していく上においては、12室を確保するというので、できたら12室を明記して、その提案を受けた説明書の中に、42平米の部屋を設けるというの、これを学生寮にしたら、大変広過ぎると私は思います。たった1年ほどの活用に対して、42平米の部屋を用意する必要は私はないと思いますので、できたら、当初、全員協議会で説明がありました20平米ぐらいの部屋でいいですので、やはり12室を確保して、このたびの交付金の活用を見直し、部屋数は12室を準備して当てるべきだと思って、こういった意見書を提案しました。

○櫃田委員長 ②番の提案者の説明を求めます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 さっきの近藤委員と大体同様のことでありますが、結局、聞き取りの中におきましても、いろいろと今の国のほうに、この交付金を使う場合の制限というのが、こちらから聞けば、答えは返ってきたんですけど、実際にはいろんなパターンがあると思います。そういう中において、非常に制限がかかっている。2年間しか入れないとか、それから、林業研修生以外もどうか言ったら、ひょっとしたら農業研修生もとか、ほかの方も入れる、もう短期的だったらいいよというような言葉もあったんですけど、本当にそれがどうかっていうのが、正直よく分からない。まだ、内閣府との調整がかなりありそうなふうに私は説明を捉えました。そういう意味において、やっぱりもうちょっとそこら辺の話が詰むと、具体的に、じゃあ、もう本当に林業研修生しか駄目ですよ、びっちし2年間以内でないと駄目っていうような話も出てきたり、例えば、本当に現実的な話をすれば、将来12名というのがずっと担保できるわけじゃない、いつかの時点でひょっとしたら5名になるかもしれない、そういうときに、あんまりにも施設として使わない部分が多くなってきたら、使いたいけど使えない。やっぱりちょっと汎用性が欲しいなど、柔軟に対応できるような仕組みにしていきたいなということでもあります。

ただ、この交付金自体は非常に有利な交付金なんで、2分の1の補助というようなものなんで、なかなかない、今の石破内閣の目玉的な位置づけになっておりますので、これを使わない手はないと思うんですけども。なかなか難しいのが、じゃあ、この施設に使うのか、別に使うところが、組立てができるのかっていう非常に根本的な話になりますんで、なかなかこの交付金を使うなどまでは、よう言わんですけども、将来的には他の若者、移住者向けの住宅との兼ね合いも考えながら、いい方向性を選択していただきたいなというところで書きました。すみません、長くなりました。

○櫃田委員長 そのほかございませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 まず、2つの意見でちょっと微妙にニュアンスが、微妙にというか、かなり。

①のほうは、はっきりと他の交付金、あるいは公債の活用を求めたいと書かれてて、②のほうは、今、提案者がおっしゃったのは、この交付金を使うなどとは言えないということで、ちょっと微妙に意見が違ってるので、別々なのかなということと、あと、昨日、たしか同僚議員が資料を求めてたと思うんですけれども、申請資料、計画、それがまだ出てないので、ちょっとこれは、資料が出てから検討したほうがいいんじゃないでしょうか。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 今、①と②、2つまとめておられますので、基本的に、この内容で上げるかどうかやって、また中身は、内容が2つ3つもありますんで、まず、上げるかをされてから中身のをやって、それから、もう聞き取りするなら、もう一遍聞き取りとか、資料請求するとかにされたらどうでしょうか。

○櫃田委員長 そしたら、まず、①、②、一緒ですか。（「別々だと思います」と呼ぶ者あり）

①番、②番、別々にして、両方上がったらまとめればいいし、1つだけだったら、それはまた文言を変える等々行ってということ……。

近藤仁志委員。

○近藤委員 違うのは、部屋数が書いてある、部屋数を提案してあるかないかだけであって、要するに、この交付金をこの寮に使う、寮の建設に使うのは妥当でないという意見は一緒なんですよ。（発言する者あり）一緒ですよ。要するに、この新しい地方経済・生活環境創生交付金は有利なので、何かほかのことに使うことはできないかということを、じゃないの、岩崎委員がおっしゃったように……（「違う」と呼ぶ者あり）違うの。と自分は取ったので、全く一緒だなと私は思ったんですよ。もし違うんなら岩崎さんに。

○櫃田委員長 次回、恐らく文言の整理もありますし、ここで若干ニュアンスは違うのかもしれませんが、別々に採決をして、上げる、上げない、2つが上がれば、それはそれで2つをまとめた意見にすればいいし、1つだけであれば、その文言を少し修正する等々、ただ、ここで別々にやらないと……。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 現実的に、この新年度の予算を審議する中において、交付金をどこに充てる

か云々となると、この事業だけでなくるんですよ。2分の1のこの地方創生関係の交付金を、じゃあ違う事業に使いますよとなると、どこに使えるかいうことを執行部が考えなければならない。チャラにせえということになると、チャラの、要は、もうこれはやめえよという意見なんですよ。

○岩崎委員 ああ、ああ。まあ要は他の、ちょっと難しいな。私はちょっとそこまでを求めてはないんですけども。そこら辺、どっちがいいか、今の予算書のと通りの交付金を使うのであれば、それは別のものがあればいいんですけども、正直、今からそれができるとは思えません、組み立てることが。内閣府の調整なんで、今からこの3月中にできすかっていう話なんですよ。そこら辺の現実的なところと考えながら、ちょっと御意見を皆さんいただきたいと思いますが。

○櫃田委員長 そのほか意見ございませんか。

荒木博委員。

○荒木委員 今、待ったというような話が出ましたが、要するに、部屋の数を変えるというぐらいな程度の意見なら上げてもいいですけど、この事業をやめてというような話は、ちょっとあまり賛成できません。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 でもね、はっきり言って、これ、この事業で、この交付金で建てたときの、将来的な、この日南町が活用するのに、例えばアカデミーの定員割れがあったときとか、そういったときに、3年、4年、5年と日南町にいて、日南町内で就職するような農業青年やちには活用できないということが発生してくるわけで、いろんな意味で汎用性を持った住宅整備が今、日南町では望まれているのではないかということで、恐ろしいですけど、やはりこれは使わないほうがいいんじゃないかなという気でおるわけなんです。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 そうなってくると、今の提案のあつとる7年度予算の修正とかいうことを議会として上げるべき、近藤委員のおっしゃることとすれば、そうなりますんで、意見書レベルの話じゃありませんので。要は、ここに上げる前の、これはいわゆる意見をつけて可決しようというための意見であって、根本である予算の修正とか、議会がすることになると思います。ですから、ちょっと本会議のほうの、近藤委員のおっしゃる部分はそうなるんじゃないかなと思いますが、ということであります。

○櫃田委員長 この場では、これをまず、上げるか上げないかというのを行いたいんです

が。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 請求しました実施計画もまだ出ておりませんので、その提出を待って、再度、再聞き取りをするということで、ちょっと保留でいかがでしょうか。

○櫃田委員長 それでは、少し保留にします。（「諮ってください」と呼ぶ者あり）

では、お諮りします。再聞き取りをしてということで、保留ということなんですが、委員の皆さん、意見を。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、保留ということで。

次、教育課。認定こども園管理運営事務、処遇改善のため、正職員を増員すべきである。そのために専門試験の免除など、採用方法の多様化を図られたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 会計年度任用職員の方、特に、こども園の保育士の方というのは、保育教諭の方というのは、資格をきちんと持って臨んでるのに待遇が違うと、これはやっぱり同一労働同一賃金に反するわけで、改善すべきである。そのために会計年度任用職員を一気に全部正職員にできればいいんですけども、まずは正職員の増員ということで、対症療法的ですけども、選抜試験の免除など、採用方法の多様化を図っていただきたいということです。

それで、フルタイムの会計年度任用職員の方は、そうしたいからそう選んだんだという意見もありますけれども、待遇はよければ、そのほうがやる気も出るし、いいわけです。その働き方については、正職員になっていただいた上で、どんな働き方ができるかということを選んでいただくということは非常に重要だと思いますけれども、最初から会計年度任用職員でもう満足してるんだからそれでいいだろうっていうような議論は、私は違うと思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 この件につきましての聞き取りで、こども園園長さんが、ちゃんと言っておられました。一つは年齢で、もう受けられないいうのもありますが、それと、先ほど、同一労働同一賃金に反するということ言われましたけれども、私は思うのには、民間でも、また今回、正社員の方はいろんなことをやらないかんわけです。そういう、任用職員になれば、ここだけでいいんですよ。それ以上のこと、2つ、3つ、4つなんかしないんで、そのために任用職員を採用しとるわけです。それから、もう一つは、専門試験の免除なん

て、専門試験を資格取ったら、すつと通るわけですよ。もう一つは、西部地区の試験、最低それをクリアして正職員になっていくわけですから、それもなしで何もかも免除免除ってなりますので、歯止めが付きません。これにつきましては、上げるべきではないと思います。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 もう一遍言いますが、民間ではもっと、実際裁判例もあるわけです。同一労働同一賃金ということは言われてます。むしろ、この分野においては公務員が遅れているわけです。あと、採用方法の多様化を図るということは国からの通知でもあります。西部で統一の試験を受けてやるというやり方自体がいいかどうかということは、もっと議論していくべきだと思います。

○櫃田委員長 では、採決を行いたいと思います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、上げなくてもよいということで決定です。

次、外国語教育推進事業、児童生徒1人当たり12万円（就学援助を受けている世帯は6万円）と子供の家庭に大きな経済的負担を強いる海外派遣事業は、家庭の経済状況などが事業への参加に影響する可能性がある。また、憲法が定める義務教育無償の原則に反する。家庭の経済的負担をなくすか、もしくは、小・中学校での国際交流、オンラインでの交流や、ALT、CIR、国内の留学生との交流など、全員が無理なく参加できる事業にとどめるべきである。

岡本健三委員。

○岡本委員 書いてあるとおりなんですけれども、意欲ある児童生徒を送りたいというようなことを執行部の方はおっしゃるわけですが、これは意欲じゃないですよ、12万円の負担、経済的負担があるわけで、意欲があっても、その負担があって行けないという可能性をこれで作ってるわけです。あとは憲法が定める義務教育、その原則に反するとかも書いてあるとおりなんですけれども、基本的には義務教育の課程でやるのであれば、もう誰でも参加できるように、ちゃんと町が費用は負担してやるべきですし、それができない

んであれば、全員参加できる事業にとどめるべきで、海外派遣事業というのは取りやめるべきと。どちらかにすべきだと私は思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、これは上げるべきでないと思ってます。確かに、家庭の負担はあります。ありますが、やはり、これについては意欲ある生徒がということで、実は、これは大山町なんです。昨年3月からハワイの学校と、私立校と協定して、ここに大山町の町長が書いとるんですよ。意欲があっても海外に行けない生徒がいたと。多くの生徒が海外派遣を経験できるように、毎年8人から13人の参加を見込むということで事業化されてます。それで、10日間のホームステイし、帰ってきていろんな発表をし、大変よかったということになってます。ここのやはり意欲ある生徒を、大山町の生徒といっても、日南町の何倍も生徒おるわけですけども、ここでもやっぱり日南町も同じように、意欲ある生徒、話せなくても意欲があつたら行けるわけですよ。そういった面で、今この事業については上げなくていいと考えております。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと大山町の事業については、私、把握してませんけども、それはまさに意欲をはかってるんであって、意欲がある児童生徒については無償で派遣してるんじゃないですか。そういうやり方がいいかどうかという、そこまでの競争原理を義務教育課程で取り入れるのがいいかどうかという問題はまた別にありますけれども、ただ、少なくともこうやって経済的負担を求めるのは、私はおかしいと思います。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 国際交流を、オンラインであつたり、ALT、CIR、国内の留学生との交流、要するに日本の中で十分国際交流ができるんじゃないかというような説明でもありました。やはり、現場に行く、その国に渡航して、その国の空気を吸う、その人と付き合う、文化に触れるというのは、私も何回か経験しておりますが、全然違うものでありまして、やはりそこには、こういった事業をもって現場を見てきてほしいと思います。そういった意味において、これは上げる必要はないと思います。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 いや、だから、別に私もそれを否定はしてません。皆さん、高く評価してらっしゃるんであれば、もうみんな行かせてあげましょうよ、少なくとも行きたいっていう人については。お金に関係なく、それこそ意欲ある人は誰でも行けると。少なくとも9年

間で一遍行けると。お金、経済的負担は問いませんという、そういう制度にしましょうよという、そういうことですよ。それができないんだったら、まあしょうがないねっていうことですけれども、基本的には、それをしていきたいと思いますということなので、本当に、意欲ある方を派遣すべきという、その言葉どおりの事業にしていきたいと思います、ということとです。

○櫃田委員長 では、採決を行いたいと思います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、これは上げないということで決定です。

次、学校給食運営事務、憲法に定められた義務教育無償の原則へ近づけるとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、小・中学校の給食費の無償化を実施されたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 この件についても従前から申し上げてるわけですが、国のほうは26年度からというようなことを言ってるんですけども、ただ、じゃあ、どこまでお金を出してくれるのかとか、本当に学校給食については、日南町は有機給食に取り組もうとしてますけれども、地域によって全く実情が違いますし、かかる費用というのいろいろなものがあると思いますので、国がどういう制度をつくってくるかにかかわらず、日南町としては、もう学校給食無償にするということで、先行してやるべきだと思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 先ほど、提案者も言われたように、来年度、26年度から、今、国のほうでも検討してますし、だから、あえてここで上げる必要はないと思っております。

○櫃田委員長 採決を行いたいと思います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、上げないということで決定です。

次、特別会計、国民健康保険特別会計、住民課。国保税の子供の均等割を、未就学児だけでなく18歳以下全員に対して全額、総額年間100万円前後免除されたい。そのために、免除額相当分を一般会計から繰り入れる必要がある。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも毎回申し上げていることですが、本当に、お子さんが生まれると、おぎゃあと声を上げた時点で、はい、均等割、幾らですよという、そういう負担が出てくるというのは、まるで、お子さんに対するペナルティーのような税制度であります。こういった悪い制度は、もう一刻も早くやめるべきです。知事会からもそういう要望は出てるんですけども、なかなか全額免除ということにならないということで、こういったところ、地方自治体で非常にやりやすいことです。ぜひ、一刻も早く実施していただきたいと思います。

○櫃田委員長 大西保委員。

○大西委員 これは提案者も毎回言っておられました。国保税自身の成り立ちから皆さんで集めて、人頭どうのこうの言われましたけど、そこまでの思いはありません。やはり皆さんで負担しながら、免除制度もございますし、それはそれなりに、それから日南町では運営協議会できっちり協議されてますので、私は上げる必要はないと思っております。

○櫃田委員長 採決を行いたいと思います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、これは上げないということで決定いたします。

続きまして、介護保険特別会計、福祉保健課。日南福祉会の職員の処遇改善のために、介護給付費準備基金を利用されたい。外国人材を確実に獲得するためにも、現在働いている職員や募集している職員の処遇改善に力を尽くすべきである。また、物価高騰で生活が苦しい折、保険料や利用料の引下げのためにも基金を利用されたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 まず、後半の、保険料や利用料の引下げのためという、特に保険料ですね。

本来、この介護給付費準備基金というのは、余れば保険料引下げに使うというのが、これが原則です。これは国、厚労省もそのように定めています。それに、ただ、使わないのであれば、あとは、利用料の引下げですとか、保健事業で職員の方の特にケアワーカーの方たち、処遇が悪くて、仕事が本当に大変な割に処遇が悪くて、集まらない。もう本当に、介護の学校が潰れてしまうぐらい、全国的にこの職員というのがなかなか集まらない。それで、足りてるかという、決して足りてない。日南福祉会も外国人材を活用するというようなことを言ってるわけですから、職員の方が本当に必要なわけです。であれば、単純に処遇改善に利用すればいいという、本当にそれだけのことなんですけどね。それは、処遇がよければ外国人材の方も当然とどまりやすいでしょうし。何もかもいいことづくめなんじゃないかと思います。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 処遇改善のほうに基金を使えということですが、また基金は基金でそれなりの使い道があると思いますし、でなしに、やはり、何かな、処遇改善というのは、要するに福祉会の経営の中から生まれて、その中から処遇改善をやはりされるべきで、その中で改善されていくのが本質だと思うわけですし、この基金から処遇改善をするというのは、私は本筋ではないと思います。就職環境などを整えたり、そういったことに使うのは一時的なお金ですので、そういったのは基金のほうで使っていくことを考えていってほしいと思いますが、処遇改善に至ってはずっと恒久的について回るものでありまして、基金というのはやっぱり限りがあります。そういった意味において、やはり基金からはそういった面には使うべきでは私はないと思っておりますので、反対いたします。

○櫃田委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 今の実情は、職員が休みを取りたいというときには、休みを予定していた職員に代わりに出てもらおうという形で、ようやく運営してるという話を聞きました。やはり、職員をとにかく、人材を確保するためには、職員の処遇を上げていくということが大事だと思いますので、そういう形で援助している自治体もあるわけですから、この基金は処遇改善のためにも使うべきではないかと思います。

○櫃田委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 基金は、一時的なものにという御意見もありましたけれども、基金、今やっぱり、本当に人が足りない。今、同僚議員の発言にもありましたように、今足りないの、今まず、基金を使っておく、将来的にはどうするかということは、やはり考えなければい

けませんけれども、一番いいのは、国がきちんと介護保険制度を改めて、職員の待遇をきちんとしていくということを国が考えていくというのが一番だと思いますけれども、そうでなくても、町が手当てをするなり県が手当てをするなり、いろいろな方法があるわけです。ただ、今これ基金を使わないと本当に人がいなくなって、日南町の介護が立ち行かなくなるという、そういう危険な状態にあるんじゃないかと思うので、ぜひ活用していただきたいということです。

○櫃田委員長 採決を行いたいと思います。

では、これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、上げなくてもよいということで決定します。

介護サービス事業特別会計、福祉保健課。公債費償還事務、日南福祉会へ負担金を求めるのをやめ、その分を利用者と職員のために使うべき。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも毎回申し上げてることなんですけれども、結局、最終的に数百万円というような形で負担金を求めているんですけれども、その分を本当に利用者の方と職員のために使っていただきたいと思います。使い方というのは、今、別にそんなに限定する必要はないんですけれども、例えば新しく寮を造るのであれば、寮費が安いほうがいいというような話もありましたけれども、であれば、この負担金求めるのはやめて、それを寮費の補助に使うというような使い方も例えばあるわけです、少額とはいえ。ですので、有効に使っていただくためにも、わざわざ負担金求めるのは、もうやめた方がいいと思います。

○櫃田委員長 荒木博委員。

○荒木委員 この負担金については、度々、説明を受けております。福祉会においても、事業経営が赤字の月には延期をしたり、それから負担なしということが、何年、4年ぐらいありましたかね。その後、協議をして、利益のうちの2割だったかな、それを負担していただくというふうになりましたので、あえてここで上げる必要はないというふうに思います。

○櫃田委員長 では、採決を行いたいと思います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、これは上げないということに決定しました。

後期高齢者医療特別会計、住民課。後期高齢者だけが被保険者である、リスクを分散しづらい保険制度を改めるよう、国へ申し入れられたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも毎回申し上げてるんですが、とにかく、後期高齢者の方だけ隔離されているということで、具体的なことを言うと、最近、話題になっております高額療養費の支給ですね。これも国保だと世帯合算ということが出来るんですけども、後期高齢者になってくると個人のみで計算しなきゃいけないということで、そういう微妙なところで、その後期高齢者の方、不利益を被っているところがあります。そういったことはせずに、もう普通に一緒に保険にするということをすればいいんじゃないかと思いますので、そういうことです。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 後期高齢者だけを別の枠でということをおっしゃいますが、もうそういう制度の中で運用されております。この予算審査意見で上げるというのは、全く場が違うと私は思います。以上です。

○櫃田委員長 では、採決を行います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 2名。

上げなくてもよいと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 5名。では、上げないということで決定します。

事業会計、病院事業会計、病院事業費用、外国人材支援手数料4名に対して、費用見込額625万9,000円、1人当たり156万5,000円であるが、一方、留学生の入学等に係る負担金、7年度334万8,000円と、地域づくり推進課90万円の予算額

であるが、留学生2名の入学から研修の3年間で1,000万円、1人当たり500万円と多額の費用が発生する。また、3年後、病院に5年間勤務できない場合は、貸与額総額387万円の奨学金返済について協議するとの契約になっているようであるが、具体的に借用者に対し明確に理解させるべきである。将来のトラブルを未然に防ぐためにも、重要と考える。また、外国人制度や実績のある事業者の情報収集等をさらに進めることが必要である。

大西保委員。

○大西委員 これは皆さん、昨年、1年前を思い出してください。新たに外国人プロジェクトをやりますということで、4人、オロチ1名、あかね1名、それで病院が2名、そして、実際は面談で来るようになったのは、病院の2名だけでした。当初、病院は介護補助ということで3月の予算に入れとったわけですけど、実際、介護士を目指すとなったら、ちょっと話が替わってしまう。面談終わった後に、これでは駄目だと、実際4年先に来るということで、急遽新たな受入先を決めて、新年度では4名の方が7年度予算で、書いてありますように1人当たり150万円で来ると。これは必ず、1年ごとに30万円、1人当たり出すわけです。それちゃんと管理してくれるんですよ、広島受入れ会社はね。でも、今回の2名については、広瀬でやりますけども、本当に病院側はあんまり深く調査してないし、何か私は場当たりのことだと思ってます。それから皆さんも聞いておられましたが、返済について本当に理解してるか、それ返せるかと。もう法律を調べたら、月の報酬、何ぼしか返せない。もし2年間で想定したならば、もう不可能なことになります。

これは、我々議会として、この予算を認めてやっぱりきっちと3年後、4年後どうなるかいうぐらいは、ちゃんとチェックしないといけないんで、これについては、私は意見書として上げるべきだと思っております。これによって、やっぱり毎年チェックして、スムーズにいけばいいですよ、でもやはり、これは意見書として上げるべきだと私は思います。

○櫃田委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 私も、これには賛成です。特に借用者に対して明確に理解させるということは、本当は自分の経験上も、外国人と雇用者との間には大変トラブルが発生しやすい時点ですので、これは、本当、経験者からいっても、この文言は大事にした文章に若干作り替えていただけたらありがたいと思います。

○櫃田委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 私も、この意味におきましては賛成でございます。先ほど言われましたけど、この書きぶりですね、これまで病院の対応というの、やっぱり情報不足、あるいは説明不足、そういう中でころころ説明が変わったりということもありました。議会として求めるのは、初めて来られる外国人の方々、しっかり日南町で働いていただいて活躍していただく、そのことに対してやっぱり御本人とコミュニケーションを取っていただいて、契約のことであつたり、そういうものを理解していただいて働いていただく、これが一番重要なことだと思います。特に本当に第一歩ですから、そこんところは非常に慎重に対応しつつ事業のほうを進めていただきたいという思いは、議会として、このたび意見書として上げるには、正しいと私も思います。以上です。

○櫃田委員長 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

これを上げるべきと考える委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○櫃田委員長 7名。では、これは上げます。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時15分いたします。

〔休 憩〕

○櫃田委員長 会議を再開します。

実施計画の資料がタブレットに登録されておりますので、御覧ください。

再聞き取りは少し時間を要しますので、本日はこれにて終了いたします。再開は18日の14時からいたします。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日
委員長

副委員長